

平成28年 6 月 23 日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

総務文教常任委員会委員長 寺林 俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成28年 6 月 8 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告します。

記

1 委員会開催日

平成28年 6 月 8 日（1 日間）

2 審査事件

陳情第 3 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持などの果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割ですが、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017 年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかることが必要であり、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うことが求められます。

また、地方交付税における「トップランナー方式」の導入については、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すべきです。

復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続し、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討する必要があります。

さらには、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進め、同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかるとともに、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、現行水準を確保することとし、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えるべきです。

そして、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じることが必要です。以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

#### 4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

#### 5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。